

## 大山町事業継続支援交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大山町事業継続支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた町内の中小企業者の事業継続を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 持続化給付金 令和2年5月1日時点における国の持続化給付金

### (交付対象者)

第4条 交付金の交付対象となる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民票のある個人又は町内に主たる事業所を有する個人若しくは法人若しくは団体。（給付金の趣旨に照らして適当でないと町長が認める者は除く。）
  - (2) 個人においては一次産業を営む者でない者
  - (3) 発電業、金融業、複合サービス事業等を営む者でない者
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から5月までの期間のうち、一ヶ月の売上高が前年同月と比べ20%以上50%未満減少している月（以下「対象月」という。）がある者
  - (5) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までの期間のうち、一ヶ月の売上高が前年同月と比べ50%以上減少している月がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としない。
- (1) 宗教上の協議を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化教育することを目的とする団体又は個人
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接につながりのあると認められる法人、団体又は個人
  - (3) 法人又は、団体においては代表者及び構成員が、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であると認められる者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む法人、団体又は個人

3 第1項の規定にかかわらず、令和元年に創業した者については、同項第4号及び第5号の前年同月比の取扱いについては持続化給付金の特例に準じるものとする。

### (交付金額)

第5条 交付金の額は、令和元年の総売上（法人、団体においては前事業年度の総売上）から、対象月の売上高に12を乗じた額を控除した額とする。ただし、算定した額に1,000円未満が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 対象月が複数ある場合は、売上高が最も少ない月を前項の算定に用いる月とする。

3 交付対象者が受けられる交付金は1回限りとし、その上限は10万円とする。

### (交付申請の時期等)

第6条 交付金の交付申請は、令和3年1月29日までに行わなければならない。

2 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、大山町事業継続支援交付金交付申請

書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和元年分（法人は前事業年度）の確定申告書類の控え
- (2) 平成31年1月から申請日の属する月の前月の月別の売上高がわかる書類（売上台帳等の写し）
- (3) 納税確認同意書
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの  
(交付金の交付の決定)

第7条 町長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金を交付しないものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
- (2) 当該交付制度の目的を逸脱する恐れがあるもの
- (3) その他町長が不適当と認めるもの  
(交付決定の通知)

第8条 町長は、交付金の交付又は不交付の決定をしたときは、申請人に対し交付金の交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（交付金等の交付の請求）

第9条 交付事業者は、交付金の交付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に第8条に定める交付決定兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（交付金の交付等）

第10条 町長は、前条に規定する請求があったときは、請求書及び添付書類の内容の審査を行い、適正と認めたときは速やかに交付し、かつ、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付金の返還等）

第11条 町長は、交付金の交付を受けた事業者が、虚偽の申請等により不正に交付金を受けたときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成25年大山町条例第31号）を適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大山町長様

申請者 住所及び所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名   
連絡先

大山町事業継続支援交付金交付申請書

大山町事業継続支援交付金交付要綱の規定により、交付金の交付を受けたいので以下のとおり申請します。

1 交付申請額 円

給付金の算定等 別紙のとおり

2 売上が減少した理由

添付書類

- 令和元年分(法人は前事業年度)の確定申告書類の控え
- 平成31年1月から申請月の前月の月単位の売上がわかる書類（売上台帳の写し）
- 納税確認同意書
- 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(別紙)

## 1. 申請者の営む業種

※発電業、金融業、複合サービス事業等を除く

※個人の場合：一次産業を除く

## 2. 給付金の算定

①売上減少月（※1）（令和2年 月）の売上高	円
②①の前年同月の売上高	円
③減少率（（②-①）／②×100）	%
④前年の総売上高	円
⑤交付金の算定（④-（①×12））	円
⑥交付申請額（※2）	円

※1 令和2年3月から5月までの期間のうち、前年同月比で売上の減少率が20%以上50%

未満の月

※2 ⑤の千円未満を切り捨てた額又は10万円のうち低い額とする

## 誓約事項

- 令和2年1月から申請の前月までの期間のうち、前年同月比で売上の減少率が50%以上の月が一月もありません。
- 国の持続化給付金の申請をしていません。
- 今後も事業を継続する意思があります。

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

大山町長 竹口 大紀

大山町事業継続支援交付金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日で申請のあった標記交付金については、大山町事業継続支援交付金交付要綱第7条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり交付する（しない）ことに決定したので、同要綱第8条の規定により通知します。

記

(交付する場合)

- 1 交付金の交付の対象となる事業の内容については、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金の額は、次のとおりとする。

交付金の額 円

(交付しない場合)

- 1 不交付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。